

## 自動体外式除細動器貸出要綱

- 【沿革】 平 18. 5. 12 西消局通達第 1 号〔制定〕  
平 24. 6. 28 西消局通達第 3 号〔第 1 次改正〕  
令 2. 12. 24 西消局通達第 3 号〔第 2 次改正〕

(趣旨)

第 1 条 市民が参加する訓練又は催物（以下「訓練等」という。）における突発的な心臓疾患等に対処し、設置促進を図る自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出について、必要な事項を定める。

(AEDの貸出)

第 2 条 貸出対象は、西宮市内の各種団体（以下「団体」という。）が市内で行う訓練等とし、その訓練等に医療従事者、応急手当指導員、応急手当普及員、普通救命講習修了者及び救命入門コース参加者が参加することを条件とする。

2 貸出の受付期間を、次の各号に区分する。

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| (1) 自主防災組織等が実施する訓練等   | 2ヶ月前から |
| (2) 自治会又は他の団体が開催する訓練等 | 1ヶ月前から |

3 貸出方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 借用を求める団体の主催者は、所轄の消防署所（以下「所轄署所」という。）へAEDの利用状況を確認し、借用ができる状況である場合、AED借用申請書（様式第1号）により借用の申請を行わなければならない。
- (2) 前号の申請による借用は、1日を限度とし、申請の期限毎、所轄署所へ返却しなければならない。また、連続した借用申請は2日までとする。
- (3) 借用の費用は、無料とする。
- (4) 所轄署所の担当者（以下「担当者」という。）は、AEDの貸出に際し、AED借用申請書の点検項目により、器材の確認を行わなければならない。また、AED貸出処理簿（様式第2号）に必要事項を記載するとともに、所要の処理を行わなければならない。

(AEDの使用等)

第 3 条 借用を受けた団体の主催者（以下「借受者」という。）は、訓練等でAEDを使用する事案が発生した場合、AED使用事案発生報告書（様式第3号）に使用した内容を記載し、所轄消防署長へ提出しなければならない。

(AEDの返却等)

第 4 条 借受者は、AEDの返却に際し、AED借用申請書の点検項目により、器材の点検を実施しなければならない。

2 借受者は、前項の点検で異常が有った場合、その内容をAED借用申請書に記載するとともに、異常の内容を担当者に申告しなければならない。

3 担当者は、AEDの返却に際し、AED借用申請書の点検項目により、返却のAEDを点検しなければならない。また、AED貸出処理簿に必要事項を記載するとともに、

所要の処理を行わなければならない。

(損傷等)

第5条 故意又は重大な過失によるAEDの損傷は、借受者の責任により対応しなければならない。また、必要のない消耗品の使用は、借受者の負担とする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年6月1日から実施する。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令達の日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年1月4日から実施する。